

# 「小学校教員無試験検定認定校」認定に関する研究

—京都府における審査過程を中心に—

井上 恵美子

## はじめに—「小学校教員無試験検定認定校」とは

師範学校・中学校・高等女学校の教員（中等教員）免許状取得の方法に関しては、研究の進展によって<sup>1</sup>、高等師範学校・女子高等師範学校の卒業だけではなく、試験検定合格や無試験検定の指定学校・許可学校卒業によるルートについても周知のことになっている。しかし、小学校教員の非師範系の教員免許状取得に関する研究は、近年ようやく進められるようになった段階である<sup>2</sup>。以前からこの非師範系の教員免許状取得の方法に無試験検定制度があることは当然知られていたとはいえ、その実際について、とりわけ学校史や府県教育史において「卒業すると小学校教員免許状が得られる特典がある」などと指摘されている無試験検定の仕組みについては研究されてこなかったといえる<sup>3</sup>。

その中で、筆者を含む科研費共同研究<sup>4</sup>では、この非師範系の小学校教員免許状取得ルート、すなわち試験検定制度とともに、①個人の学歴や教職歴に基づく無試験検定合格、そして後述する②無試験検定の諸規定に定められた「学校の種類」の学校の卒業、③中等教員無試験検定の指定学校や許可学校の制度に類似した個別の学校単位で無試験検定に認定された学校（科研費共同研究会において「小学校教員無試験検定認定校」と称することにした。以下「認定校」）の卒業という無試験検定制度の解明に取り組んできた。その中で筆者が「認定校」に関して検討してきた概要は以下のとおりである。

1900年8月の文部省令第14号「小学校令施行規則」第107条（以下、「第107条」）は小学校教員無試験検定について規定している（表1）。そこに、中学校・高等女学校（本科）の卒業者は無試験検定扱いになると明記されており、これが②の「学校の種類」のルートにあたる。しかしそれ以外にも、第107条には、「公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校」「高等女学校ヲ卒業

表1 小学校令施行規則第107条の変遷（同条第4～6号を中心として）

<p>1900年8月21日文部省令第14号 「小学校令施行規則」第107条 （第1号は中等教員免許状所持者、第2号は他府県での小学校教員免許状取得者、第3号は文部省直轄学校で教員に適する教育を受けた卒業者） 第4号「中学校又ハ明治32年文部省令第34号ニ依リ文部大臣ニ於テ中学校ト同等以上ト認メタル学校ヲ卒業シタル者」 第5号「高等女学校ヲ卒業シタル者」 第6号「其ノ他府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」 第118条「府県知事ニ於テ第107条第6号ニ該当スル者ニ小学校正教員免許状ヲ授与セントストキ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」</p> <p>↓</p> <p>1902年6月11日寅普甲2040号「高等女学校技芸専修科卒業生小学校教員無試験検定方『例規類纂』第107条第5号に該当するとして、高等女学校技芸専修科を小学校教員無試験検定の対象に含める」</p> <p>↓</p> <p>1909年4月23日文部省令第12号 第107条 第4号「中学校又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者」 第5号「公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者」 「前項第4号及第5号ニ該当スル者ニ対シ小学校本科正教員ノ検定ヲ行フ場合ハ卒業後2箇年以上小学校教育ニ従事シタル者又ハ高等女学校ヲ卒業シ修業年限1箇年以上ノ補習科ニ於テ小学校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル」</p> <p>↓</p> <p>1913年1月23日京普2号各地方庁宛普通学務局通牒「高等女学校実科及実科高等女学校卒業者ニ対シ小学校教員無試験検定施行差支ナシ」『例規類纂』 第107条第4号に該当するとして実科高女を小学校教員無試験検定の対象に含める</p> <p>↓</p> <p>1921年8月5日文部省令第36号 第107条 第5号「公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ノ卒業生、専門学校入学者検定規程第3条ノ試験検定ニ合格シタル者及同規程第8条第1号ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定セラレタル者」 第118条「削除」</p> <p>↓</p> <p>1921年8月13日発普320号各地方庁宛普通学務局通牒「小学校教員免許状授与調査標準及報告方」『例規類纂』 「今般小学校令施行規則第118条削除セラレタルニ就テハ自今貴官ニ於テ同第107条第6号ニ依リ小学校正教員免許状ヲ授与セラレルトコトニナリタルカ右ノ場合ニ於テハ別記ノ調査標準ニ依リ慎重調査ヲ遂ケ其ノ成績特ニ優秀ナル者ニ限り授与セラレル程致度此段依命通牒ス…」</p> <p>↓</p> <p>1924年3月12日文部省告示第109号 実業学校、実科高等女学校および高等女学校実科等が専検指定校とみなされる</p> <p>↓</p> <p>1926年4月22日文部省令第18号 第107条 第5号「公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ノ卒業生、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者及一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者」 「前項第4号及第5号ニ該当スル者ニ対シ小学校本科正教員ノ検定ヲ行フ場合ハ卒業後2箇年以上小学校教育ニ従事シタル者又ハ高等女学校ノ高等科、専攻科若ハ修業年限1年以上ノ補習科ニ於テ小学校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル」</p>
--

シ修業年限1箇年以上ノ補習科<sup>5</sup>、「専門学校入学者検定規程第8条第1号ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定（された学校）」<sup>6</sup>（カッコ内は引用者）、「高等女学校ノ高等科、専攻科」<sup>7</sup>の卒業者も無試験検定の対象と規定されている。しかし、これらは②に含まれるのではなく、②の中学校・高等女学校を基準として学校毎に府県によって「認定」されるとはじめて当該学校卒業者に小学校教員免許状が授与されるようになる、すなわちこれが③の「認定校」である<sup>8</sup>。また後述するとおり、これら以外の学校も「認定校」になっている。

「認定校」に関する研究が今まで進まなかった理由は、小学校教員免許状の授与が府県毎に実施されていたために、府県レベルの調査が必要である点にある。

しかし、「認定校」研究の困難さの要因はそれだけではない。科研費共同研究を進める中で、多くの府県で無試験検定に関する「内規」が定められ、③のルートが規定されていることがわかってきた<sup>9</sup>。府県の行政文書を調査して「内規」を発見しない限り「認定校」制度について明らかにできないにもかかわらず、その「内規」が極秘扱いであることが多い<sup>10</sup>ため研究することが困難であったといえる。

科研費共同研究の中で、例えば「内規」に「認定校」の課程毎に授与される教員免許状の種類（小学校本科正教員免許状、尋常小学校本科正教員免許状、小学校准教員免許状、尋常小学校准教員免許状、専科正教員免許状）<sup>11</sup>と専科正教員免許状の場合にはその教科目が規定されていること、また高等女学校補習科が京都府では②に含まれているのに対し大阪府では③に含まれているなど府県によって②③の扱いが異なる場合があること<sup>12</sup>などが解明されてきた<sup>13</sup>。

すなわち、「認定校」という非師範系の公立・私立の学校を卒業することで小学校教員免許状を取得できる制度、すなわち中等教員における無試験検定の指定学校・許可学校と同様の制度の存在することが実証され、さらに府県による異同等に関して研究がされてきたといえる。

さらに科研費共同研究のメンバーである笠間賢二、釜田史は「認定校」卒業予定者が申請・審査を経て教員免許状取得に至る具体的過程を解明している<sup>14</sup>。

ただし、特定の学校が「認定校」になるための申請をする際の書類の種類、審査の内容、審査の基準、すなわち「認定校」に認定される過程はまだ解明されていなかった。そのような中で、幼稚園保母免許状の検定制度の研究を進め

ている佐野友恵が、京都府行政文書を分析して「幼稚園保姆無試験検定認定校」に認定される過程を解明する<sup>15</sup>。そして、当該校が小学校教員の「認定校」になるための申請も併せてしていたため、小学校教員の「認定校」に認定される過程も同時に明らかにすることになる（本稿表2のB）。

「認定校」に認定される過程を示す行政文書は、現段階ではこの京都府でしか発見されていない。そこで本稿では、佐野が扱った文書とその後筆者が収集したその前後の京都府行政文書を分析し、「認定校」に認定される手続きとその変化、そして「認定校」に求められた内実について解明することを目的とする。

## I 「認定校」認定のための「内規」と申請文書

### 1. 無試験検定に関する「1920年内規」

「認定校」は、第107条に従って京都府では「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」が制定され<sup>16</sup>、その下での無試験検定に関する内規に基づき認定される。

本稿の分析対象期間の京都府の無試験検定に関する内規には、「小学校教員無試験検定内規」（以下「1920年内規」<sup>17</sup>、文末 [資料1]）と1922年2月1日施行の「小学校教員幼稚園保姆無試験検定内規」（以下「1922年内規」、文末 [資料2]）がある（総称する場合は以下「内規」<sup>18</sup>）。

「1920年内規」には、授与される教員免許状の種類毎に求められる資格が定められている。その有資格者は、「元」と記載されている旧学校制度や既にない学校の卒業者、中等教員免許状取得者等を除けば、小学校教員に適した教育を受けるなどの教育歴や小学校教員の職歴が要件として「内規」に明記されているものと、それらが明記されていないものとに分けられる。

前者には、高等女学校補習科や実科高等女学校、甲種の農業学校・商業学校などの②の「学校の種類」の学校が含まれる。

後者はそれらとは異なって個別の学校名が記載されており、これが③の「認定校」にあたる。

なお、学校名が記載されている京都市立絵画専門学校本科と京都市立美術工芸学校絵画科図案科に関しては、京都市立美術工芸学校は1915年3月15日に図画の小専正の教員免許状の無試験検定の学校として「文部省より認可」された

ことがわかっている<sup>19</sup>。京都市立絵画専門学校については解明できていないものの、「内規」での扱いが京都市立美術工芸学校と同じであることから、京都市立絵画専門学校も「文部省により認可」されたと推測される。この2校に関して、「1920年内規」では教育歴や教職歴の条件が付されている点から、「認定校」とは異なる無試験検定の学校であると判断できる。

「1920年内規」によると、小本正と尋准の教員免許状の取得できる「認定校」はなく、尋本正・小准<sup>20</sup>・小專正に限定されている。

この内、尋本正の「認定校」としては、京都府立第一高等女学校・同第二高等女学校・私立京都高等女学校の専攻科と平安女学院の高等科が挙げられている<sup>21</sup>。

一方、裁縫科の小專正「認定校」としては、各種学校である私立京都高等手芸女学校の師範科が挙げられている。

## 2. 分析対象の申請文書

京都府行政文書には、「認定校」になるための当該校からの申請書類とその

表2 「認定校」になった学校とその課程（1920～1925年）

	通牒起案年月日・請求番号 申請文書タイトル	認定校になった学校	課 程	入学資格等	免許状の種類
A	1920年1月6日・大9-41 教員免許状授与ノ件	平安高等女学院	高等科文学部・家政部	高女卒後入学	尋本正
B	1923年2月20日・大12-25-1 小学校教員幼稚園保姆無 試験検定内規中一部改正 ノ件	平安女学院	高等科幼稚園保姆部	高女卒後入学	尋本正・幼稚園保姆
		京都女子高等専門学校	本科家政科・本科国 文科	高女卒後入学	尋本正
			家政科本科 家政科別科	高女卒後入学 実科高女卒後入学	小專正裁縫
C	1924年7月15日・大13-34 小学校教員幼稚園保姆無 試験検定内規改正ノ件	京都女子高等専門学校	国文科別科	実科高女卒後入学	尋本正
			英文科本科	高女卒後入学	小專正英語
D	1925年5月5日・大14-40 小学校教員幼稚園保姆無 試験検定内規改正ノ件	京都成安女子学院	専攻部高等師範科 (専攻部家政科・補 習科は認定されず)	高女卒後入学、修 業年限3箇年課程 修了者のみ	尋本正
		京都府立京都第二高 等女学校	専攻科(申請書では 第一部卒業生に家事・ 裁縫、専攻科第二部 卒業生に家事の免許 状を希望していた)	高女卒後入学	小專正裁縫・家事

審査をした書類がひとまとまりになって綴じられている（以下総称して申請文書）。それは1校だけのこともあり、また同時期に申請した複数校がまとめられていることもある。

表2の内、Aの申請文書は「認定校」の認定について詮議し決済をしたという性質のものであるのに対して、B～Dの申請文書は新しい「認定校」を「内規」に加えることを詮議したという性質のものである。「内規」に具体的な学校名が記載されない府県がある中で、このように新たな学校が「認定校」に認定される度に「内規」が一部改正されて学校名が追加される点に京都府の特徴がある。

1920～1925年の6年間に、表2のA～Dの4校11課程が「認定校」になっている。同一の学校でも、課程が異なれば改めて審査を受けなければならなかった。この内、Dの京都成安女子学院は、専攻部高等師範科と専攻部家政科・補習科について申請したものの、専攻部高等師範科のみが「認定校」に認定されている。申請をしても認定されない事例があったことがわかる。

学校が申請時に提出した申請書類の内容を表3に示す。

既に「認定校」になっている学校・課程の追加申請の京都第二高等女学校（申請D）では学校長から知事宛の申請書しか綴られておらず、さらに既に認定されている課程以外の課程に関する申請の平安女学院（申請B）では申請書類が何も綴じられていない。申請書類すべてが綴じられているとはいえないものの、その理由は定かではない。

それ以外では、はじめて審査する学校の場合には、申請Bの京都高等女学校専攻科が京都女子高等専門学校<sup>22</sup>に昇格するのに伴っての認定申請の場合も含めて、学校自体の規則や学則と、「認定校」審査対象の課程の学科課程、その授業時数を提出し、既に「認定校」になっている申請Cの京都女子高等専門学校の場合には、新たに「認定校」認定を希望する課程に関するデータのみを提出している。なお、学科目担当教員の氏名と学歴・教員免許状の取得状況に関する書類は、Aの平安女学院・Dの京都成安女子学院と後述する京都裁縫女学校の、まったくはじめての学校が申請する時のみ提出されている。

表3 申請書類の内容

	学 校	申 請 書 類 の 内 容
A	平安高等女学院	「私立平安女学院規則」 「平安女学院高等科ノ内文学部家政部学科担任教師氏名資格」(学科目・最終学歴・氏名)
B	平安女学院	書類なし
	京都女子高等専門学校	(1918年12月12日に京都高等女学校専攻科が尋本正「認定校」に認定されたものの、それが京都女子高等専門学校に昇格するのに伴って再度申請) 学校長より知事宛「尋常小学校本科正教員無試験検定ノ義ニ就キ申請」書 学科課程及教授時数配当表 規則 学校長より知事宛小専正教員認定追加申請書
C	京都女子高等専門学校	1924年3月18日付申請書 家政科・国文科・英文科の学科課程及教授時数配当表
D	京都成安女子学院	1924年10月8日付申請書(補習科、専攻部家政科・高等師範科の尋本正・小専正裁縫も申請したためその資料も含まれている) 専攻部教員の分担学科(科目)、教授時数、専任兼任の別、学歴・免許状、氏名、年齢の一覧 補習科教員の分担学科(科目)、教授時数、専任兼任の別、学歴・免許状、氏名、年齢の一覧 補習科・専攻部家政科・専攻部高等師範科それぞれの裁縫と教育の時間数 学則
	京都府立京都第二高等女学校	(既に尋本正の認定校になっており、小専正裁縫・家事を追加する申請) 1925年2月25日付申請書

※「規則」には教育の目的・学科及び課程・学科課程表・学年学期・入学退学授業料等が記載されている

## II 「認定校」認定の審査過程

### 1. 「1920年内規」時代(申請A)

表3のAのとおり、「私立平安女学院規則」と「平安女学院高等科ノ内文学部家政部学科担任教師氏名資格」が綴られている。後者に「資格」とあるものの、中等教員免許状取得の有無に関してではなく、学歴が記載されているだけである。Dの京都成安女子学院の取得している中等教員免許状の学科目名も記載されている<sup>23</sup>のとは異なっている。

Aの申請文書には、「大正8年度各高等女学校補習科調」(京都府下の9校の学

科目毎の時間数、生徒数）と京都高等女学校「専攻科学科課程及教授時数表」が綴られている。平安女学院を認定するかどうかを審査するための比較材料として挙げられているこれらの学校は、既に尋本正を取得できる②の学校（前者）と③の「認定校」（後者）である。

平安女学院高等科の文学部・家政部は、この審査の結果、「京都府立第一高等女学校、同第二高等女学校、私立京都高等女学校各専攻科卒業生ニ尋正免許状ヲ授与シタルガ故ニ是ト同程度ノ平安女学院高等科卒業生ニモ授与セントス」とのことで尋本正「認定校」になる。

## 2. 審査の精緻化

1921年8月5日の文部省令第36号「小学校令施行規則中改正」により第118条が削除され（表1）、第107条第6号の「其ノ他府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に正教員免許状を授与する際の文部大臣の認可が不要になる。それに伴い、同年8月13日発普320号通牒「小学校教員免許状授与調査標準及報告方」が発せられ（表4）、「今般小学校令施行規則第118条削除セラレタルニ就テハ自今貴官ニ於テ第107条第6号ニ依リ小学校正教員免許状ヲ授与セラレルコトニナリタルカ右ノ場合ニ於テハ別記ノ調査標準ニ依リ慎重調査ヲ遂ケ其ノ成績特ニ優秀ナル者ニ限り授与セラレル様致度此段依命通牒ス／追テ本文ニ依リ授与セラレタル場合ハ直ニ別紙書式ニ依ル取調書（甲号、乙号、丙号）履歴書及実地視察復命書写ヲ添付シテ御報告相成度…」と指示をする。文部大臣の認可が不要となったとはいえ、報告を義務づけたわけである。

京都府ではこの調査標準（以下「文部省調査標準」）に従い、第107条第6号により無試験検定で教員免許状を授与する基準を府として明示するために「1920年内規」を改正し、「1922年内規」を定める（1921年11月30日起案、1922年2月1日施行）<sup>24</sup>。具体的には、「文部省調査標準」の表現をほぼそのまま活かすとともに、通牒の冒頭にある「成績特ニ優秀ナル者」「実地視察復命書」（「内規」では「実地視察」）の語を盛り込んで、第107条第6号該当者用として、「1922年内規」の第1条の第5号、第2条の第7号、第3条の第7・8号が設けられる。



表4 1921年8月13日付け文部省調査標準

発普320号各地方庁へ普通学務局通牒 小学校教員免許状授与調査標準及報告方 今般小学校令施行規則第118条削除セラレタルニ就テハ自今貴官ニ於テ同第107条第6号ニ依リ 小学校正教員免許状ヲ授与セラレルトコトニナリタルカ右ノ場合ニ於テ別記ノ調査標準ニ依リ慎重 調査ヲ遂ケ其ノ成績特ニ優秀ナル者ニ限り授与セラレル様致度此段依命通牒ス 追テ本文ニ依リ授与セラレタル場合ハ直ニ別紙書式ニ依ル取調べ(甲号、乙号、丙号)履歴 書及実地観察復命書写ヲ添付シテ御報告相成度…
調査標準
甲、小学校本科正教員 左ノ事項ニ該当シ小学校令施行規則第108条ノ試験科目及其ノ程度ニ準シ補修ノ経歴アル者 一、尋常小学校本科正教員又ハ小学校准教員免許状受領ノ後5箇年以上小学校ノ教育ニ従事シ現 ニ其ノ職ニ在ル者 乙、尋常小学校本科正教員 左ノ事項ニ該当シ小学校令施行規則第111条ノ試験科目及其ノ程度ニ準シ補修ノ経歴アル者 一、小学校准教員又ハ尋常小学校准教員免許状受領ノ後5箇年以上小学校ノ教育ニ従事シ現ニ其 ノ職ニ在ル者 丙、小学校専科正教員 左ノ事項ノ一ニ該当シ高等小学校卒業者若ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ現ニ小学校ノ教育ニ従 事スル者 一、免許スヘキ学科目ニ就キ5箇年以上小学校ノ専科ノ教授ニ従事タル者 二、音楽、体操、裁縫、手工、農業、商業、家事、図画、外国語ノ一科目若ハ数科目ニ関シ師 範学校本科第一部ノ学科程度ト同等以上ノ程度ニ於テ之ヲ教授スル学校ノ卒業者但シ免許 スヘキ学科目ハ卒業シタル科目ニ限ル

### 3. 小専正「認定校」の再検討<sup>25</sup>

実はこの「内規」改正の検討開始の直前に、京都裁縫女学校専攻科が「認定校」の申請をする。「内規」改正の検討とこの「認定校」審査が連動しているため、その経過を表5に示す。

1918年12月12日に尋本正「認定校」になっていた京都高等女学校専攻科の系列校である京都裁縫女学校が、1921年2月に裁縫科の小専正「認定校」の認定を得るための申請をする。申請書類は、学校長から府知事宛の「小学校裁縫専科正教員無試験検定の件御願」、本科と専攻科の学科課程・時数等である。当該専攻科は本科・高等女学校・実科高等女学校卒業を入学資格にしており、他の在校生の履修科目に加えて、小学校教員を希望する者には「教育」「裁縫教授法」「歴史」「地理」「理科」を履修させる。

府は、既に裁縫科の小専正「認定校」になっている京都高等手芸女学校と比較をし、裁縫科・教育科・普通科(国語・算術)<sup>26</sup>の授業時数の不足を確認する。実はその文書には「裁縫及教育ノ教授時数標準何等抛ルヘキモノ無之」ので、

表5 京都府「内規」改正と「認定校」の再検討の過程

年月日	文部省の動向	京都府の無試験検定内規	京都府による裁縫科の小専正「認定校」審査	
			京都高等手芸女学校	京都裁縫女学校
1920年10月以前			師範科が「認定校」になる	
1921年2月5日				専攻科の「認定校」認定を申請
1921年2月24日				京都府内務部長より4点について照会
1921年3月31日				京都裁縫女学校、照会の点について回答
1921年8月5日	小学校令施行規則中改正 第107条第6号により 教員免許状を授与する 際の文部大臣の認可が 不要になる			
1921年8月13日	通牒「小学校教員 免許状授与調査標準 率及報告方」 第107条第6号により 教員免許状を授与する ための調査標準を示す			
1921年11月30日		稟議：小学校教員幼稚園保母無試験検定内規改正の件 「1920年内規」の京都高等手芸女学校師範科卒業者は裁縫科の小専正の無試験検定の資格があるとの第5条第8号を削除する。その理由は、第107条第1～5号に該当しないので第6号に依らざるを得ない、そうすると文部省の調査標準に示されたとおり、現に小学校教育に従事することが必要条件となる。そのため同校卒業生に対し卒業後直ちに無試験検定合格を認定することができないと「改正ノ要点」に記される		
1921年12月21日			起案：無試験検定の充分の資格があるものの通牒の標準によって認められないので、試験検定特別取扱とする	
1922年1月10日			起案：各学校宛内規改正の結果将来の卒業者には希望により試験をして試験検定成績に代える（1月13日施行）	
1922年1月17日		内務部長から郡市長宛起案： 小学校教員幼稚園保母無試験 検定に関する内規改正の件通 帳案（1月23日施行）		
1922年1月26日			起案：市長宛：当該年度卒業予定者には希望により試験をして試験検定成績に代える（1月28日施行）	
1922年2月1日		「1922年内規」施行		

前例である京都高等手芸女学校と対照比較講究すると記載されている。

それを受けるかのように府は「無試験検定内規第3条第1項第7号標準時数」（以下「標準時数」）を定める。第2節で述べた「文部省調査標準」には別紙「取調書丙号其ノ二」が付されており、小専正の教員免許状授与の申請に際しての卒業学校・学科の修業年限とその毎週教授時数を記載する欄が設けられている。京都府ではそれを受け、そしてより発展させて「標準時数」としたと考えられ

る<sup>27</sup>。それは、「1922年内規」の第3条（小専正）の第7号（第107条第6号該当者）の基準として、修業年限2ヶ年の高等小学校の卒業後師範学校の子科と本科で履修する授業時間数を、音楽、体操、裁縫、手工、農業、商業、家事、図画、外国語の学科目毎に算定している。「1922年内規」第3条第7号の「師範学校本科第一部ノ学科程度ト同等以上ノ程度ニ於テ教授スル学校卒業者」の「師範学校本科第一部ノ学科程度」が、当該学科目を履修した時間数で判断されたことがわかる。「1920年内規」時代には、「認定校」の前例の学校と比較して授業時間数を検討していたのが、「1922年内規」時代にはこの「標準時数」を基準として「認定校」審査が行われることになる。

この時間数の問題を含めて、申請のあった2月中（2月24日）に府内務部長は京都裁縫女学校に問題点を照会する。それに対して、翌月31日に同校校長は、新学年より①専攻科の「教育」と「裁縫」の教授時数を増加させる、②本科の「国語」と「算術」の教授時数を増加させる、③専攻科の「裁縫及教授法」「裁縫」「教育」の担当教員を全員有資格者にすると回答するとともに、④1918年度以降の「卒業生」「教員奉職者」「免許状受領者」の人数を報告している。

以上のとおり、1921年3月までは「認定校」に認定する方向で審査が進められていた。ところが、同年8月の小学校令施行規則中改正と「文部省調査標準」を契機に、この審査は方針転換することになる。

前節で述べたとおり、府は小学校令施行規則中改正等を受けて、「内規」改正作業に取り組む。その途中の1921年11月30日付の「小学校教員幼稚園保母無試験検定内規改正ノ件 稟議」<sup>28</sup>に所収されている「改正ノ要点」には、「1920年内規」の京都高等手芸女学校師範科を裁縫科の小専正「認定校」とする第5条第7号を削除する理由として、「小学校令施行規則第1項第1号乃至第5号ニ認メラレス従テ第6号ニ依ラサルヘカラス然ルニ第6号ニ依ル分ニ対シテハ文部省ニ於テ其ノ標準ヲ示サレタリ而シテ其ノ標準中ニテ現ニ小学校教育ニ従事スルコトヲ必要条件トス之レ各種学校ニ属スル高等女子手芸学校師範科卒業生ニ対シ卒業後直ニ無試験検定合格ヲ認定シ能ハサル所以ナリ」と記される。第107条の第6号による無試験検定とする場合は小学校教員の教職歴が必要であるため、今後は教職歴を問わない「認定校」にすることはできないということになり、以後各種学校<sup>29</sup>の小専正「認定校」になる道が閉ざされることになる。

ここで他県との違いについて2点指摘しておきたい。1点目は「其ノ他府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」（第107条第6号）の扱い方である。上記のとおり京都府では第6号により無試験検定とする場合は「認定校」にすることはできないとされ、愛知県では個人扱いの無試験検定（①のルート）とされた<sup>30</sup>のに対して、宮城県、秋田県では第6号による小専正「認定校」があった点である<sup>31</sup>。もう1点は、各種学校の「認定校」に関してである。京都府では各種学校の「認定校」が認められなくなったと前述したが、京都高等手芸学校師範科は実は1918年4月に裁縫科の「中等教員試験検定受験資格認定学校」<sup>32</sup>になり、裁縫科の中等教員試験検定の受験資格を得たものの、各種学校であるからと第107条第6号扱いのままであった。しかし愛知県<sup>33</sup>では、各種学校の安城女子職業学校裁縫師範科が1924年3月に「中等教員試験検定受験資格認定学校」になることによって第107条第5号の「高等女学校」と同等とみなされ、同年4月に裁縫科の小専正「認定校」になった点である。

上記「稟議」の約1か月後である1921年12月に、京都高等手芸女学校と京都裁縫女学校が同じ組上に載せられ、両校の入学資格、裁縫科と教育科の尋常小学校卒業以降学修した教授時数（京都裁縫女学校は普通学科も）、教員の中等教員免許状取得者比率（京都裁縫女学校は全員が中等教員免許状取得者であることを、京都高等手芸女学校は裁縫科の中等教員免許状取得者を教員として採用している点とともに「本校卒業生ノ優秀ナル者ヲ採用シテ本校ノ特色アル技能ヲ發揮セシムル」点を評価している）を検討した上で、「以上ノ如ク右両校ハ裁縫科教授時数ニ於テ女子師範学校教授時数…ニ比シ約2倍、教育科教授時数モ160時ナルニ就テハ教育学ノ大要及裁縫科教授法ヲ授クルニハ充分ナリト認ムヘク、普通学ニ於テモ…ニ付無試験検定ノ取扱ヲ為スニモ充分ノ資格アル様被認」ものの、卒業後直ちに「認定校」とすることは「文部省調査標準」等との関係でできないので「特ニ此ノ2校ニ対シ特典ヲ与ヘン」ことにする。

なお「参考」として、「本年4月現在裁縫専科正教員ノ充実状況」の文書では小学校395校の内小専正で専科教授している者73名、小専正で本科教員との兼務者24名（また実業補習学校293校の内18名しか専科で教授していない）、それ以外は代用教員か小学校本科正教員が兼務している、そして毎年の裁縫科の小専正の試験検定合格者は約40名であることが示されている。

「特典」とは「小学校裁縫専科正教員試験検定特別取扱」<sup>34</sup>にすることである。生徒の願書を学校で取りまとめて京都市経由で進達し、府の検定書記臨場・監督の下で学年末に定期的な試験検定と同じ科目で筆答試験をし、実地試験も学年末に検定委員が当該学校に臨検をして実施し、それらの成績を以って小専正の試験検定成績に代え、小学校教員検定委員会において審査をし学校衛生主事による身体検査も施行した上で合格者に小専正の教員免許状を授与することであり、それは1921年度卒業者より適用することが提案され（1921年12月21日起案）、府の内務部長から1922年1月10日起案で両学校長宛に、同月26日起案で京都市長宛に通牒される<sup>35</sup>。

一方、府立京都第一高等女学校・同第二高等女学校・私立京都高等女学校、平安女学院は、第107条第4号に該当し（表1）、1921年8月13日の「小学校教員免許状授与調査標準及報告方」に規定されないので、府の独自の判断によって「1920年内規」と同じく「1922年内規」でも卒業後の教職歴を問わない尋本正「認定校」のままである<sup>36</sup>。

以上のとおり、京都府では学校卒業後即座に小学校教員免許状を取得できることが「認定校」として必須であると考えていることがわかる。しかし例えば愛知県では「中等教員試験検定受験資格認定学校」を小専正の「認定校」にする条件として「卒業シ半年以上教員ノ職ニ在リ其ノ成績佳良ナル者」と教職歴を課しており<sup>37</sup>、この点も府県によって異なっている。

#### 4. 「1922年内規」成立以降（申請B～D）

「1922年内規」成立以降の「認定校」認定審査の変化について、次の点が指摘できる。

##### (1) 実地視察の実施

最大の特徴は、実地視察が実施されるようになったことである。申請A（平安女学院）の場合も第3節で取り上げた京都裁縫女学校専攻科の場合も、実地視察をしたという記載はない。しかし、申請B（京都女子高等専門学校）と申請D（京都成安女子学院）の場合は実地視察について記載されている。視察したメンバーが両師範学校長（京都府師範学校と京都府女子師範学校）、府視学、

書記である<sup>38</sup>点も同じであり、「認定校」としてまったくの新規の学校の審査の際には実地視察がされていたことがわかる。

## (2) 尋本正「認定校」における「教育実習」

申請B（平安女学院と京都女子高等専門学校）の「本件ノ経過」によると、まずは両校とも第107条の第4・5号に該当することが確認された上で、「1922年内規」の尋本正に関する第2条の第3号「…第107条第1項第4号第5号ノ一ニ該当シ1箇年以上小学校教育ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者ニシテ且適當ナル方法ニ依リ教育学ヲ学修シタル者」に該当させるために、「教育学ノ学修及小学校教員ノ実務ヲ要求」するとされる。

しかし、「実務ノ経歴不足ス」ことが再度指摘されるものの、「但シ既ニ認定ヲ与ヘラレタル学校ニ於イテハ適當ノ方法ヲ以テ実習スルコトトシテ実務ノ経歴ニ代ヘ居ルヲ以テ若シ右両校ニ於テ適當ノ方法ヲ以テ実習セシムルトセハ敢テ支障ナキモノト認ム」とされる。すなわち、前述した第107条第6号に該当する「認定校」は教職歴が必要であるからと「認定校」から外したのに対して、第107条の第4・5号に該当する「認定校」に関しては、前例を踏襲して「適當ノ方法ヲ以テ実習スルコトトシテ実務ノ経歴ニ代ヘ居ル」のに倣えばいいと判断される。

その上で、1922年12月16日に常任委員会に付議され、前述の「実地視察」が決定され、1923年2月9日に実施される。その結果は、「設備、教科課程、授業ノ状況等相当良好ナリト認メタリ／而シテ両校共適當ノ方法ニヨリ教育実習ヲナサシムル旨言明セリ」と記載されている。ここでも、「適當ノ方法ニヨリ教育実習ヲナサシムル」ことを求めると指摘されている。

1923年2月8日に京都女子高等専門学校家政科別科卒業生に対する裁縫科の小専正「認定校」に関する追加申請についても、第107条第4・5号に該当し法規上支障なく「且ツ内規ト対照シテモ教育学ノ学修ヲ要求スルノミナルヲ以テ便宜上同時ニ実地視察スルニ教授時数□□学修ノ状況等良好ニシテ敢テ支障ナキモノト認メタリ」（□は判読不能）と判断される。なお、実科高等女学校卒業後入学する同校別科が第107条第4・5号に該当するとみなされたのは、実科高等女学校が第107条第4号に該当するとして小学校教員無試験検定を施行してよい

と1913年1月23日の普通学務局通牒に規定されたからである（表1）。

以上のような経過を経て、平安女学院と京都女子高等専門学校が「認定校」と認められ、1923年2月20日にこれらの学校・課程が盛り込まれた「内規」改正案が起案される。この「内規」改正案に付された内務部長からの両学校長宛通牒案には、尋本正に関して「教育科ハ小学校令施行規則第111条<sup>39</sup>ノ学科程度以上ニ於テ課スルト共ニ適当ナル方法ニ依リ教育実習ヲ為スコトヲ条件トシテ認メラレタル義ニ付」と条件が付される。

以上から明らかなことは、まず申請Aでは第107条の該当する号が確認されることはなかったので、「1922年内規」成立以降の特徴であるといえる。そして、第107条第4・5号に該当することを確認することにより、「1922年内規」第2条第3号の「1箇年以上小学校教育ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者」であることと「教育学ヲ学修シタル者」であることが求められることになるものの、それを順守させるのではなく、「教育実習」をすれば教職歴の代わりにするというのが「認定校」といえる。

ただし本稿において分析した申請書類には、「教育実習」を実施しているとか、実施する予定であるという文言は発見できなかった。しかし、京都成安女子学院専攻部高等師範科の裁縫科の中等教員無試験検定許可学校の許可のための審査の文書（1927年9月22日申請、1928年4月25日許可<sup>40</sup>）によると、「教員養成ニ関スル施設」の一つとして「高等師範科第3学年第1学期ヨリ各人ニ涉リ約2週間ノ予定ヲ以テ高等女学校12学年ニ就テ裁縫ノ教授ノ練習ヲナサシメ之ヲ指導ス」と記載されている。まさに教育実習である。尋本正「認定校」になる際に既にこのような教育実習が実施されていたのか、それとも「認定校」になってから中等教員許可学校の申請までに実施されるようになったのかは不明である。

### (3) 「認定校」における「教育学ノ学修」

「1922年内規」作成時に小専正「認定校」は存在しなくなったものの、申請B（京都女子高等専門学校）によって復活する。それは第107条第4・5号に該当するはじめての小専正「認定校」でもある<sup>41</sup>。

(2) でみたとおり、尋本正「認定校」の申請Bの審査の際にも、「適当ナル方法ニ依リ教育学ヲ学修」「教育科ハ小学校令施行規則第111条ノ学科程度以上

ニ於テ課スル」と、教職歴・教育実習に関してだけではなく、在学中の教育学の教育についても指摘があった。一方、申請Bの小専正「認定校」については「教育学ノ学修ヲ要求スルノミナル」と、教職歴・教育実習には言及されていない。

「1922年内規」では、「認定校」を除く尋本正無試験検定合格の資格として、「教育学」「教育ニ関スル学科」（本府主催教育学科講習を含む）の学修と教職歴が必須になっていたために、「認定校」の卒業者にもその両方が求められるのに対して、「認定校」を除く小専正無試験検定合格の資格としては、基本的に教育に関する学修と教職歴のどちら一方が必須になっていたために、「認定校」の卒業者にもその一方が求められていたと考えられる。ここで指摘しておきたいのは、これらの「認定校」に対する必須の条件は、「内規」には何ら記載がされていないにもかかわらず、認定のための審査においてチェックされていたということである。

「認定校」における教育に関する学修に関しては、今回の申請書類で判明している「学科課程」を見ると、1918年12月の京都高等女学校専攻科の時以来、

表6 「認定校」申請学校における教育関連学科目

認定起 案年月	学校	課 程	学科目		免許状 の種類
1918.12	京都高等女学校	専攻科	教育	心理学論理学一般、教育ノ原理、家庭教育、学校幼稚園教育	尋本正
1920.10 以前	京都高等手芸女学校	師範科	教育	教育学、教授法、管理法	小専正裁縫
1920.1	平安高等女学院	高等科	教育、心理	教育学、心理学、教授法	尋本正
※	京都裁縫女学校	専攻科	教育	教育大意、裁縫教授法	(小専正裁縫)
1923.2	京都女子高等専門学校	本科家政科 国文科	心理学論理学、教育学、教授法、管理法、演習		尋本正
1924.7	京都女子高等専門学校	本科英文科	心理学論理学、教育学、教授法、管理法、演習		小専正英語
1925.5	京都成安女子学院	専攻部高等師範科	心理学教育学	心理学、教育学、教授法学校管理法	尋本正

※申請をしたものの「認定校」には認定されなかった



尋本正も小専正もすべての学校で学科目「教育」等があることがわかる<sup>42</sup>(表6)。

#### (4) 申請Dと「1922年内規」の一部改正

京都成安女子学院は、1924年10月8日に補習科(普通部補習科)と専攻部(専攻部高等師範科と家庭科)の尋本正と裁縫科の小専正「認定校」を申請する(申請D)。

1925年5月2日の実地視察による結果に関する「理由」には、「専攻部家庭科卒業生ニ対スル尋正出願以外ハ総テ適当ヲ認メタルニ因ル」と書かれている。専攻部家庭科が除外されたのは、修業年限が2箇年で、3箇年に満たないためであり、最終的な同校宛の通牒案でも、「認定校」名を加筆する「1922年内規」の一部改正案でも、「専攻部高等師範科…修業年限3箇年ノ課程」と明記されている。

この「1922年内規」一部改正の際に、第2条第5号(尋本正の高等女学校補習科)、第3条第4号(小専正の高等女学校)に専検指定の女学校が追加される。上記「理由」には、「特ニ学校名ヲ入レサルハ本改正ヲ機トシ高等女学校ノ学科程度同等以上ト指定セラレタル一般ノ女学校ヲモ認メントスルニ因ル」と記載されている。前述したとおり1921年8月に第107条第5号に専検指定校が含まれた(表1)ため、専検指定校が盛り込まれることが可能であった。

ちなみに京都成安女子学院補習科は、同校宛の通牒案で、尋本正「認定校」としては認められず、「卒業者ニハ管内小学校ニ3箇月勤務後成績佳良ナル者」に限って無試験検定で尋本正の教員免許状を授与するとされる。「1922年内規」の尋本正に関する第2条第5号「高等女学校卒業後修業年限1箇年以上ノ補習科ニ於テ毎週2時間以上教育ニ関スル学科ヲ学修シ卒業シタル者」と同じ扱いである。1924年3月8日に専検指定を受けた京都成安女子学院普通部本科を高等女学校と同等とみなし、その普通部本科の卒業者を入学させる修業年限1箇年の同校補習科では学科目「心理教育」で毎週4時間「心理教育教授法学校管理法」を学んでいるので、「1922年内規」第2条第5号に該当すると判断したものとと思われる。

専検指定の女学校の補習科卒業者が尋本正の無試験検定の資格を得ることになった第一号が京都成安女子学院普通部補習科であったといえる。

同校宛の通牒案では京都成安女子学院補習科・専攻部は裁縫科の小専正「認定校」にするとなっていたにもかかわらず、1925年5月5日に起案される最終的な「小学校教員幼稚園保母無試験検定内規改正ノ件」の稟議では「認定校」としての記載はない。「1922年内規」の第3条第4項扱いとした可能性がないわけではない<sup>43</sup>。

## まとめ

「認定校」を認定するための審査過程が唯一記載されている京都府行政文書を活用し、その過程を解明した。そして、その対象時期に小学校令施行規則の改正と「文部省調査標準」の制定があり、それが府の「内規」改正に与えた影響と審査における教授内容・時数の検討の精緻化、「認定校」における教育学の学修と教育実習が重視されるようになったことについて明らかにした。

具体的には、提出書類の内容は学科課程と教授時数、教員の学歴・資格、入学資格であり、それに基づいて審査がされ、さらに「1922年度内規」成立以降は実地視察も実施されるようになる。

入学資格に関する審査は厳密であり、また1921年の「文部省調査標準」以降各種学校（専検指定校を除く）の「認定校」がなくなる点も京都府の特徴である。

小専正の「認定校」の審査では、「高等小学校卒業ト同等以上ノ学力」に関しては国語・算術・修身の時間数で判断され、担当教科に関する学修に関しては師範学校で履修する授業時間数を基にした「標準時数」との比較で判断された。

とりわけ「1922年内規」以降の審査では、「認定校」在学中の「教育学ノ学修」が重視されそのレベルが確認され、また尋本正「認定校」には在学中の教育実習が重視された。

教育実習が重視されていたことは、他の学校卒業等による無試験検定で必須とされていた教職歴が「認定校」卒業生だけ免除されていたことを意味し、「認定校」が特別扱いされていたといえる。笠間は、宮城県を事例として検討し、試験検定は「事前の準備講習や試験問題の作成・採点などの一連の業務を担ったのは師範学校教員であり、実質的には師範学校の強い影響下におかれていたとみることができる」「（無試験検定の方が）師範学校からの『距離』は試験検

定の場合よりの遠かったとみるべきではないのかと思われる」(カッコ内は引用者)と指摘している<sup>44</sup>。さらに、教職歴を求められなかった「認定校」は、教育実習を除けば教員社会との接触・参入がない状態で教員免許状を取得し得たといえる。これをどのように見るかについては、今後の課題としたい。

本稿は京都府を事例として「認定校」について検討した。さらに他の府県と同様の史資料が発見され検討が進む中で、本稿で解明した内容との異同が明確になり、「認定校」に関する事実がさらに解明されることを期待したい。

## 注

- 1 寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」の研究—文部省教員検定試験と戦前教育学』(学文社、1997年2月)とともに、筆者も共同研究に参加し執筆した寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」試験問題の研究—戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習—』(学文社、2003年2月)、船寄俊雄・無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』(学文社、2005年2月)を契機として研究が進み、以後多くの研究成果が蓄積されている。
- 2 野村新他編『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究—戦前日本における地方実践例の解明—』(学文社、2001年2月)、釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説—小学校教員検定試験制度を中心に—』(学文社、2012年2月)など。
- 3 前掲『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究』も同様である。
- 4 文部省科学研究費補助金基盤研究(B)(1)「戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究—教員試験検定の主要教科とその受験者たちの様態の分析—」(研究代表者:井上恵美子、2002~2005年度)に始まり、以後同基盤研究(C)(一般)「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究」(研究代表者:丸山剛史、2011~2013年度)、同基盤研究(C)「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究」(研究代表者:丸山、2014~2017年度)、同基盤研究(B)「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究」(研究代表者:丸山、2017~2021年度)において研究を継続している。
- 5 1909年4月文部省令第12号「小学校令施行規則中改正」。
- 6 1921年8月文部省令第36号「小学校令施行規則中改正」。
- 7 1926年4月文部省令第18号「小学校令施行規則中改正」。なお、高等女学校の専攻科は、1899年2月の勅令第31号「高等女学校令」では「専攻科」と表記されているものの、この「小学校令施行規則中改正」でも、また本稿で使用した京都府立総合資料館(現「京都府立京都学・歴史館」)所蔵の行政文書でも「専攻科」と記載されているので、本稿では「専攻科」と表記する。
- 8 厳密には当該学校の某課程が認定される仕組みであるものの、「認定課程」ではなく「認定校」と称する。
- 9 「内規」についての詳細は、科研費共同研究報告書『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』2018年3月を参照。なお、

例えば大阪府では『大阪府公報』に、山口県では『山口県報』に、内規という形態はとらずに告示という形で「認定校」が公表される府県もある。

- 10 例えば、京都府の「小学校教員幼稚園保姆無試験検定内規」（請求番号大12-25-1、1923年2月20日起案「小学校教員幼稚園保姆無試験検定内規中一部改正ノ件」に所取）の冒頭には㊦と記されている。
- 11 以下、小本正、尋本正、小准、尋准、小専正と略す。
- 12 前述したとおり大阪府では「認定校」の学校とその課程が公表され、そこに高等女学校補習科が含まれている（丸山剛史「大阪府の小学校教員検定制度における無試験検定資格附与・取扱・認定校」前掲『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』69～77頁）。京都府に関しては後述する。
- 13 拙稿『『小学校教員無試験検定認定校』の全国的動向』前掲『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』21～37頁に、判明している全国の「認定校」を一覧にしている。
- 14 例えば、笠間賢二「小学校教員無試験検定に関する研究—宮城県を事例として—」『宮城教育大学紀要』第42巻、2008年2月、173～191頁、釜田史「小学校教員無試験検定認定校に関する事例研究—秋田県の場合—」科研費共同研究報告書『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』2014年3月、39～53頁など。なお笠間「小学校教員無試験検定研究の課題」『宮城教育大学紀要』第51巻、2017年1月、149～158頁に、この間の「認定校」を取り扱った先行研究の成果と課題についてまとめられている。
- 15 佐野友恵「幼稚園保姆無試験検定に関する研究—幼稚園令制定以前を中心に—」日本乳幼児教育学会『乳幼児教育学研究』第23号、2014年12月、35～45頁。
- 16 1931年4月の京都府令第31号「小学校令施行細則」制定にともなって廃止。
- 17 「1920年内規」が作成された期日は不明である。管見の限り同内規が最初に登場する京都府行政文書が1920年10月である（請求番号大11-40-23、1922年1月17日起案「小学校教員幼稚園保姆無試験検定ニ関スル内規改正ノ件通牒案」に所取）ため、ここでは「1920年内規」と称することにする。
- 18 その後京都府の「小学校教員幼稚園保姆無試験検定内規」は1937年に改正される。詳しくは、遠藤健治「戦前日本において、私立学校は小学校教員養成の埒外にあったのか—京都府小学校教員無試験検定内規の復刻をとおして—」美作大学・美作短期大学部紀要第63号、2018年3月、1～8頁を参照。
- 19 『百年史 京都市立芸術大学』1981年3月、6頁・42頁。ただし、『例規類纂』には掲載されていない。  
『例規類纂』には次の2校が文部大臣から小学校教員無試験検定の認可を得たとの通牒が掲載されている。一つは体操科の小専正の日本体育会体操学校であり、第107条第6号に該当するとして第118号に基づいて、1901年2月21日の本科と別科（丑普甲106号）、1903年7月23日の女子部（卯普甲2210号）、もう一つは音楽科の小専正の官立東京音楽学校であり、第107条第3号に該当するとして1902年3月28日の予科（寅普甲879号）である。
- 20 小准の「認定校」に関しては「第2条（尋本正）該当者」（カッコ内は引用者）と「1920年内規」に記載されているだけである。
- 21 これらの学校の内、平安女学院（表2のA）以外は申請文書が未発見であるため、「認定校」に認定された時期は不明である。

ただし、京都高等女学校専攻科が「認定校」になったのは1918年12月12日であると、表3のBの申請書類に記載されている。なお、『京都女子学園八十年史』（1990年12月、709頁）に、1912年3月に「（京都高等女学校の）補習科に教育科目を加設し、同学科卒業生に小学校教員の免許状が、無試験検定にて授与されることとなる」（カッコ内は引用者）と記載されている（免許状の種類は不明）。この記述が正確であるならば（この申請文書は未発見であり、本稿で検討した京都府行政文書にこの件についての記載はない）、1912年3月に補習科が「認定校」になったものの、1917年5月に補習科を廃止して専攻科を設置したのに伴い、改めて1918年12月に専攻科が「認定校」になったことになる。

- 22 表2の京都女子高等専門学校の課程の名称は、「1922年内規」の記載に従ったため「本科家政科」「家政科本科」など多様な表記になっている。表3のBに綴られている「京都女子高等専門学校規則」によると、本科と研究科があり、本科は家政科・国文科・英文科に分かれている。本科の入学資格（高等女学校等の卒業でなくとも「全科目ヲ学修スル学力アリト認メタル者」を別科生として入学を認めているので、別科生の履修科目は本科生徒と同じであると推測される。
- 23 中等教員免許状を取得していないと推測される音楽科担当教員に関しては音楽科の小専正免許状について記載されている。
- 24 前掲、請求番号大11-40-23「小学校教員幼稚園保姆無試験検定ニ関スル内規改正ノ件通牒案」に所収。
- 25 特別な断りがない限り、本節で使用の文書の出典は請求番号大11-40-21、1922年1月26日起案「小学校裁縫専科正教員試験検定特別取扱ニ関スル件」である。
- 26 修身の授業時数は多いと判断されている。
- 27 前掲、請求番号大11-40-23「小学校教員幼稚園保姆無試験検定ニ関スル内規改正ノ件通牒案」に所収。
- 28 前掲、請求番号大11-40-23「小学校教員幼稚園保姆無試験検定ニ関スル内規改正ノ件通牒案」に所収。
- 29 ただし、専検指定の各種学校は第107条第5号に該当するので除く。
- 30 佐藤米一編『愛知県小学教員受験要訣』学栄堂書店、1925年12月、266～268頁に、第6号に基づく無試験検定は「教員が沢山必要だとか、准教員や代用教員をなるべく正教員にする為めとかいふ様なことがあるときに」、県から通牒を發し「これこれの要件の具備してゐる者があつたら出願さして呉れ」というものであると記されている。
- 31 宮城県下の東北女子職業学校は、第107条第6号に基づき高等研究科第三部裁縫師範科が1924年に申請し（『三島学園創立五十年史』1953年10月、42～43頁）、実際に裁縫科の小専正「認定校」になっている（笠間「1920年代半ば以降の小学校教員検定—無試験検定の拡充—」『宮城教育大学紀要』第49巻、2015年1月、221～236頁）。また前掲釜田「小学校教員無試験検定認定校に関する事例研究」によると、秋田県立秋田高等女学校女子講習科も第6号を根拠として知事宛に申請し、1928年に尋本正「認定校」になっている。
- 32 「中等教員試験検定受験資格認定学校」に関しては、拙稿「中等教員免許状制度と教職に就いた戦前期フェリス卒業生の動向」フェリス女学院資料室紀要『あゆみ』第68号、2015年6月、38～65頁を参照。
- 33 拙稿「小学校教員免許状制度における無試験検定校のルート」前掲『戦前日本の

初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』33～38頁、拙稿「愛知県における『小学校教員無試験検定認定校』制度」前掲『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』65～68頁。

- 34 前掲『京都女子学園八十年史』、716頁には「無試験特別扱い」と記載されているものの、「試験特別扱い」の誤りである。
- 35 『京都橘女子学園百年史』2002年10月、101頁では、1930年段階のものであり、「臨時試験検定」との名称であるものの、府の学務課からの依頼状により、臨時試験検定の願書用紙が学務課から当該校に配布される仕組みであることが紹介されている。
- 36 「1920年内規」には記載されていなかった府立京都第一高等女学校高等科が尋本正「認定校」になった時期は申請文書が未発見のため不明である。ただし、1921年11月30日起案の「小学校教員幼稚園保姆無試験検定内規改正ノ件 稟議」には同校が記載されていない「1922年内規」案と記載された「1922年内規」案が添付されているので、この時期であると推測される。
- 37 前掲拙稿「小学校教員免許状制度における無試験検定校のルート」。
- 38 申請Dの時には女子師範学校裁縫科担任教諭も実地視察に参加している。
- 39 尋本正の試験検定の試験科目とその程度を定めている。
- 40 国立公文書館所蔵請求番号昭47文部01167100～01198100「公立私立学校卒業生ニ対シ無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル学校」に所収。中等教員無試験検定許可学校に関しては前掲『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』を参照。
- 41 申請Cにより、京都女子高等専門学校の英文科本科は、最初の英語科の小専正「認定校」になる。
- 42 注21で紹介した京都高等女学校補習科が1912年3月に「認定校」になる際に「教育科目」を加設したという『京都女子学園八十年史』の叙述から推測すると、既に1912年段階から「認定校」には教育に関する科目が必須であるとされていた可能性がある。
- 43 府立京都第二高等女学校に関しては、1925年2月25日の申請書では、専攻科第一部には家事・裁縫、第二部には家事の小専正「認定校」としていたものの、上記「理由」の段階から第一部・第二部に関わらず専攻科は家事・裁縫の小専正とされ、それは最後の稟議書まで変更がない。
- 44 前掲笠間「1920年代半ば以降の小学校教員検定」221～222頁。

## 付記

本稿は、前掲2017～2021年度科学研究費補助金基盤研究（B）の研究成果の一部であり、第76回日本教育学会（桜美林大学、2017年8月）におけるラウンドテーブルでの報告「戦前日本における非師範学校系統の小学校教員養成—無試験検定を中心に—」（丸山剛史他）の井上の担当部分の一部を大幅に加筆修正したものである。



ヲ有スル者

- 二. 元高等師範学科及ヒ中等師範学科ノ卒業者ニシテ師範学校中学校高等女学校ノ教員免許状ヲ有スル者
- 三. 小学校令施行規則第七條第一項第四号第五号ノ一ニ該当シ二箇年以上小学校教育ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者ニシテ当該教員試験検定科目ニ照シ其ノ資格ニ於テ受験ヲ要スヘキ学科ノ学修ヲ為シタル者、但シ此ノ場合専門学校入学ノ試験検定合格者ニ於ケル資格ハ之ヲ中学校又ハ高等女学校ノ卒業者ト見做ス
- 四. 高等女学校卒業後修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小学校教員ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者ニシテ在学中若クハ卒業後当該試験検定科目ニ照シ其ノ資格ニ於テ受験ヲ要スヘキ学科ノ学修ヲ為シタル者
- 五. 尋常小学校本科正教員又ハ小学校准教員ノ免許状ヲ受ケタル後五箇年以上小学校教育ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績特ニ優秀（実地視察ヲ要ス）ナル者ニシテ小学校令施行規則第七條ノ試験科目及ヒ其ノ程度ニ準シ補修ノ経歴アル者
- 六. 其ノ他小学校令施行規則第七條第一項第一号乃至第三号ノ一ニ該当シ同第八條ノ試験科目及ヒ其ノ程度ニ対照シ相当ノ学力アリト認ムル者

第二条 尋常小学校本科正教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムヘキ資格アル者左ノ如シ

- 一. 元初等師範学科卒業者
- 二. 元小学校中等全科ノ教員免許状ヲ有スル者
- 三. 小学校令施行規則第七條第一項第四号第五号ノ一ニ該当シ一箇年以上小学校教育ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者ニシテ且適當ナル方法ニ依リ教育ヲ学修シタル者
- 四. 小学校令施行規則第七條第一項第四号第五号ノ一ニ該当シ本府主催教育学科講習ヲ受ケ三箇月以上管内小学校ノ、実業補習学校ノ又ハ公立幼稚園ニ勤務シ其ノ成績佳良ナル者
- 五. 高等女学校ノ又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ指定ヲ受ケタル女学校ノ卒業後修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ每週二時間以上教育ニ関スル学科ヲ学修シ卒業シタル者ニシテ三箇月以上管内小学校教育ニ従事シ其ノ成績佳良ナル者
- 六. 京都府立京都第一高等女学校、同第二高等女学校、私立京都高等女学校ノ各専攻科及ヒ京都府立京都第一高等女学校、平安女学院ノ各高等科卒業者  
[左ノ学校ヲ卒業シタル者ノ京都女子高等専門学校本科及実科高等女学校又ハ高等女学校実科ヲ卒業シテ入学シタル国文科別科、京都府立京都第一高等女学校及同第二高等女学校ノ専攻科、京都府立京都第一高等女学校高等科、平安女学院高等科ノ内文学部、家政部、幼稚園保姆部、但シ幼稚園保姆部ニアリテハ高等女学校ヲ卒業シテ入学シタル者ニ限リ、京都成安女子学院専攻部高等師範科但シ高等女学校又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ指定ヲ受ケタル女学校ヲ卒業シテ入学シ修業年限三箇年ノ課程ヲ卒ヘタル者ニ限リ]
- 七. 小学校准教員又ハ尋常小学校准教員免許状ヲ受ケタル後五箇年以上小学校教育ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績特ニ優秀（実地視察ヲ要ス）ナル者ニシテ小学校令施行規則第一百十一條ノ試験科目及ヒ其ノ程度ニ準シ補修ノ経歴アル者
- 八. 其ノ他小学校令施行規則第七條第一項第一号乃至第五号ノ一ニ該当シ同第一百十一條ノ試験科目及ヒ其ノ程度ニ対照シ相当ノ学力アリト認ムル者

第三条 小学校専科正教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムヘキ資格アル者左ノ如シ

- 一. 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ就テハ其ノ学科
- 二. 師範学校中学校高等女学校教員免許状若クハ高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者ニ就テハ其ノ学科
- 三. 京都女子高等専門学校家政科本科及実科高等女学校ヲ卒業シテ入学シタル別科卒業生ニ就テハ裁縫科



## 「小学校教員無試験検定認定校」認定に関する研究

- 四. 京都女子高等専門学校英文科本科卒業者ニ就テハ英語科
- 五. 京都府立京都第二高等女学校専攻科卒業者ニ就テハ家事科及裁縫科
- 三 一六. 京都市立絵画専門学校本科並同美術工芸学校絵画科、図案科卒業者ニ就テハ図画科
- 四 一七. 高等女学校 一又ハ専門学校入学者検定規程ニ依ル指定ヲ受ケタル女学校 卒業者ニ就テハ裁縫科
- 五 一八. 小学校令施行規則第七十七条第一項第五号該当ノ農業学校卒業者ニ就テハ農業科同商業学校卒業者ニ就テハ商業科及英語科
- 六 一九. 中学校卒業者ニ就テハ英語科
- 七 一〇. 音楽、体操、裁縫、手工、農業、商業、家事、図画、外国語ノ一科目若クハ数学科ニ関シ師範学校本科第一部ノ学科程度ト同等以上ノ程度ニ於テ教授スル学校卒業者ニシテ普通科ニ就キ高等小学校卒業者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績特ニ優秀（実地視察ヲ要ス）ナル者ニ就テハ其ノ学科
- 八 一一. 高等小学校卒業者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ免許スヘキ科目ニ就キ五箇年以上小学校ノ専科ノ教授ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績特ニ優秀（実地視察ヲ要ス）ナル者ニ就テハ其ノ学科

前項第三 一六 号乃至第六 一九 号該当ノ者ニ就テハ六箇月以上小学校 一又ハ実業補習学校 教員勤務ノ経歴ヲ有シ現ニ管内小学校 一又ハ実業補習学校 一ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者又ハ適當ナル方法ニ依リ教育学ノ大要ヲ修メタル者ナルコトヲ要ス

第四条 小学校准教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムヘキ資格アル者左ノ如シ

- 一. 尋常小学校本科正教員免許状所有者
- 二. 第二条該当者
- 三. 小学校令施行規則第七十七条第一項第四号第五号ノ一ニ該当シ六箇月以上小学校教育ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者
- 四. 其ノ他現ニ管内小学校ニ在職シ成績優秀ナル者ニシテ検定委員会ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

第五条 尋常小学校准教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムヘキ資格アル者左ノ如シ

- 一. 小学校令施行規則第七十七条第一項第四号第五号ノ一ニ該当シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者
- 二. 高等小学校卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ三箇年以上小学校教育ニ従事シ現ニ管内小学校ニ在職シ其ノ成績佳良ナル者
- 三. 其ノ他現ニ管内小学校ニ在職シ成績優秀ナル者ニシテ検定委員会ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

第六条 幼稚園保姆無試験検定ニ於テ合格ト認ムヘキ資格アル者左ノ如シ

- 一. 他府県ニ於テ授与シタル幼稚園保姆免許状ヲ有スル者
- 二. 官公立幼稚園保姆養成科ヲ修了シタル者
- 三. 平安女学院高等科幼稚園保姆部卒業者
- 三 四. 小学校ノ本科正教員又ハ准教員無試験検定ニ於テ合格ト認ムヘキ資格ヲ有スル者但シ此ノ場合ニ於テハ勤務年数現在勤務ニ就テハ小学校ニ関スル分ハ幼稚園ト見做スコトヲ得

附則

第七条 本内規ハ大正十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス